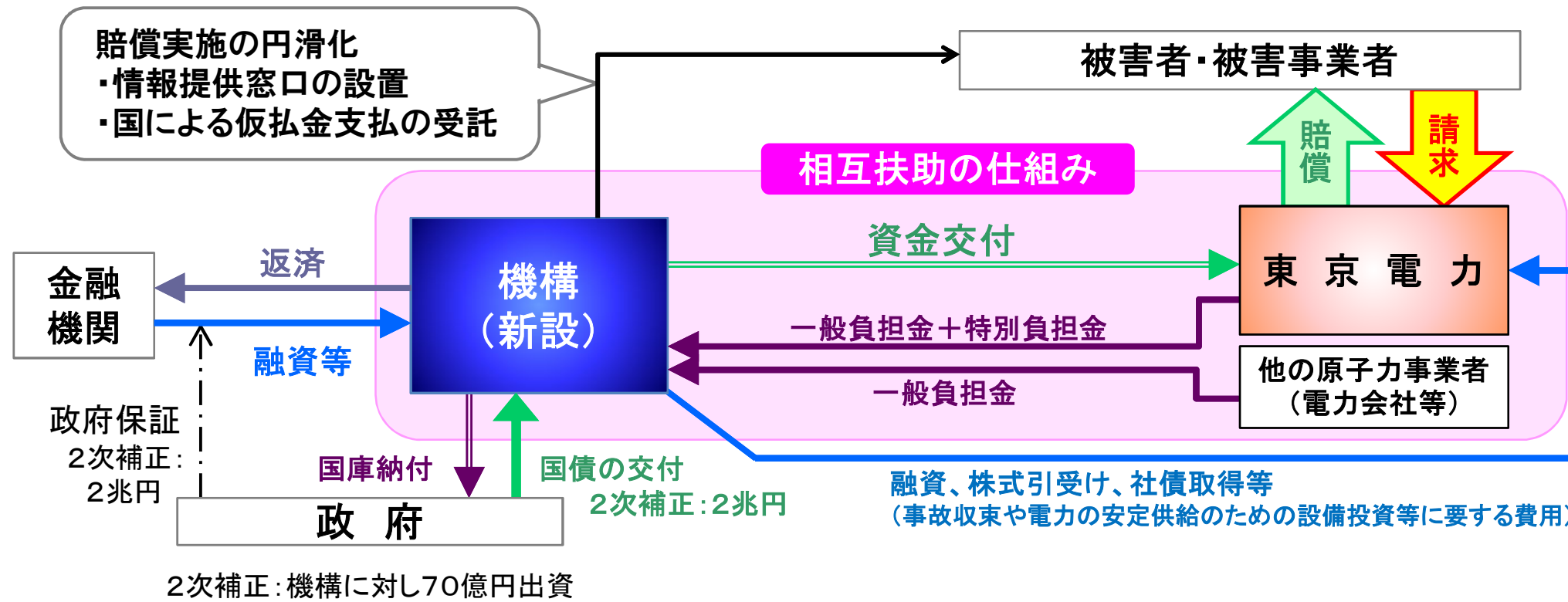


原子力損害賠償支援機構による賠償支援



<特別資金援助の仕組み>

特別事業計画の履行確保

①特別事業計画を共同作成・提出

②計画の認定

③国債の交付

④特別資金援助

東京電力

機構

政府

※機構は、特別事業計画を作成する際、東京電力の資産評価と経営の徹底した見直しを行うと共に、関係者への協力要請が適切かつ十分なものであるかを確認。

<特別事業計画への記載事項>

- ①原子力損害の状況
- ②賠償額の見通し・賠償実施の方策
- ③中期的な事業収支計画を記載した書類
- ④経営合理化方策
- ⑤関係者に対する協力要請の方策
- ⑥資産・収支状況の評価
- ⑦経営責任明確化の方策
- ⑧資金援助の内容・額 等